

主要施策	No.	前期計画事業名	前期計画内容	推進課	後期計画事業名	後期計画内容	推進課	特記事項
基本目標1 男女平等の実現に向けた社会環境を整備する								
(1) 社会制度・慣行の見直しと意識啓発	01	広報の手引きの修正と活用	「広報活動の手引き」を見直し、各課に周知を図り、研修などでの活用を検討します。	情報発信企画課 市民活動推進課	広報の手引きの修正と活用	SNSを活用した情報発信など、社会情勢の変化に対応した見直しや活用を進めます。	情報発信企画課 市民活動推進課	
	02	メディア・リテラシー（情報読解能力）の学習機会提供	メディアからの情報を主体的に読み解き、自ら発信する能力を養うための学習機会などを提供します。	市民活動推進課	メディア・リテラシー（情報読解能力）の学習機会提供	メディアからの情報を主体的に読み解き、自ら発信する能力を養うための学習機会などを提供します。	市民活動推進課	
	03	ウィルながおかフォーラムの開催や情報誌の発行	市民公募委員との協働で、ウィルながおかフォーラムの開催や女性生活史、情報誌あぜりあの発行を行い、広く市民への意識啓発を行います。	市民活動推進課	男女平等推進センター「ウィルながおか」での意識啓発事業	市民公募委員との協働で、ウィルながおかフォーラムの開催や、情報誌あぜりあの発行、各種講座を開催し、広く市民への意識啓発を行います。	市民活動推進課	ウィルながおかで実施する意識啓発事業全般を対象とするよう修正
	04	中央公民館・教育活動事業	家庭教育では、家庭教育力を高めるための親も育つ子育てセミナー、高齢者教育では、親睦と交流を図るための趣味の教室、地域人材教育では、地域リーダー育成のための生涯学習推進大学などを開催します。	中央公民館	中央公民館・教育活動事業	性別に係らず、多様な生き方を選択できる場として、家庭教育では、家庭教育力を高めるための親も育つ子育てセミナー、高齢者教育では、親睦と交流を図るための趣味の教室、地域人材教育では、地域リーダー育成のための生涯学習推進大学などを開催します。	中央公民館	
(2) 学校などにおける男女平等教育の推進	05	小・中学校の児童生徒への男女共同参画学習	学習指導要領に基づき、小・中学校において児童生徒の発達段階に応じて、学校教育全体の中で男女共同参画学習を行います。	学校教育課	小・中学校の児童生徒への男女共同参画学習	学習指導要領に基づき、小・中学校において児童生徒の発達段階に応じて、学校教育全体の中で男女共同参画学習を行います。	学校教育課	
	06	小・中学校の教職員を対象とした男女共同参画を含む人権教育に関する研修	小・中学校の教職員を対象に、男女共同参画に関する内容を含む人権教育の充実に向けた研修の工夫を図ります。	学校教育課	小・中学校の教職員を対象とした男女共同参画を含む人権教育に関する研修	小・中学校の教職員を対象に、男女共同参画に関する内容を含む人権教育の充実に向けた研修の工夫を図ります。	学校教育課	
	07	幼児への男女共同参画学習	幼児を対象に、固定的な性別役割分担意識を植えつけることのないよう幼児教育及び保育を行います。職員の意識啓発を園内研修などで高めていきます。	保育課	幼児への男女共同参画教育	幼児を対象に、固定的な性別役割分担意識を植えつけることのないよう幼児教育及び保育を行います。職員の意識啓発を園内研修などで高めていきます。	保育課	事業名について委員から指摘があったため変更する
	08	幼稚園・保育園の保護者を対象とした男女共同参画の意識啓発	保護者を対象に、男女がともに育児参加できる意識啓発を行うとともに、男女共同参画の視点を持った行事などの企画、運営に配慮します。	保育課	幼稚園・保育園の保護者を対象とした男女共同参画の意識啓発	保護者を対象に、男女がともに育児参加できる意識啓発を行うとともに、男女共同参画の視点を持った行事などの企画、運営に配慮します。	保育課	
(3) 審議会などへの女性の参画推進	09	政策方針決定過程への女性参画割合向上	市の審議会・委員会などにおける女性の登用割合を高めます。	市民活動推進課	政策方針決定過程への女性参画割合向上	市の審議会・委員会などにおける女性の登用割合を高めます。	市民活動推進課	
	10	女性職員の管理職登用の推進	人事考課制度による職務能力・勤務実績に基づいて、女性職員の管理職への登用を更に推進します。	人事課	女性職員の管理職登用の推進	研修の実施等により女性職員のキャリア支援を図るとともに、人事考課制度による職務能力・勤務実績に基づいて、女性職員の管理職への登用を更に推進します。	人事課	・H28.3.31に策定した女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の内容を踏まえ、計画内容を更新（追記）するもの。 ・女性管理職の登用は、人事考課制度に基づき公平公正に行うことに加え、キャリア支援による女性職員の動機づけ・人材育成・能力開発を行うことも重要であるとの考え方に基づくもの。
	11	自治会役員への女性の参画促進	町内会活動における意思決定過程への女性の参画を促進するため、意識啓発などの取り組みを行います。	市民窓口サービス課	自治会役員への女性の参画促進	町内会活動における意思決定過程への女性の参画を促進するため、意識啓発などの取り組みを行います。	市民窓口サービス課	
	12	コミュニティでの女性の参画促進	コミュニティ活動における意思決定過程への女性の参画を促進するため、意識啓発などの取り組みを行います。	市民活動推進課	コミュニティでの女性の参画促進	コミュニティ活動における意思決定過程への女性の参画を促進するため、意識啓発などの取り組みを行います。	市民活動推進課	
	13	防災分野での女性の参画促進	防災分野における意思決定過程への女性参画を促進するため、意識啓発などの取り組みを行います。	危機管理防災本部	防災分野での女性の参画促進	防災分野における意思決定過程への女性参画を促進するため、意識啓発などの取り組みを行います。	危機管理防災本部	
14	農業分野での女性の参画促進	農業分野における意思決定過程への女性参画を促進するため、意識啓発などの取り組みを行います。	農水産政策課	農業分野での女性の参画促進	農業分野における意思決定過程への女性参画を促進するため、意識啓発などの取り組みを行います。	農水産政策課		

第2次ながおか男女共同参画基本計画 後期計画事業一覧

資料No.2

主要施策	No.	前期計画事業名	前期計画内容	推進課	後期計画事業名	後期計画内容	推進課	特記事項
(4) 企業・団体などでの女性の参画推進	15	事業者などでの女性の参画促進	県や商工会議所などと連携し、ハッピー・パートナー企業登録を促進するため、意識啓発などの取り組みを行います。	市民活動推進課 商業振興課				主要施策(10)に移動
	26				男女の均等な機会と待遇の確保	男女が共にやりがいを持って、能力に応じた働き方ができるようになるため、雇用主や労働者に対し意識啓発などの取り組みを行います。	商業振興課	主要施策(9)から移動
	追加				女性活躍推進事業	雇用主や労働者に対し、女性登用の必要性や男女が共に育児・介護など家庭生活に参画すること、そのための働きやすい環境づくりについて意識啓発などの取り組みを行います。	商業振興課 市民活動推進課	
野(5) 業(5) での(5) 画(5) 推(5) 進(5) 性(5) の(5) 参(5) 画(5) 推(5) 進(5)	16	生き生き農らいふ支援事業	女性の新しい視点を取り入れた取り組みや、長岡ならではの商品開発・販売手法などの創出を支援します。	農水産政策課	生き生き農らいふ支援事業	女性の新しい視点を取り入れた取り組みや、長岡ならではの商品開発・販売手法などの創出を支援します。	農水産政策課	
	17	家族経営協定の締結促進	農業普及指導センターなどと連携し、女性の経営参画促進を目的として、家族経営協定の必要性の意識啓発などの取り組みを行います。	農水産政策課	家族経営協定の締結促進	農業普及指導センターなどと連携し、女性の経営参画促進を目的として、家族経営協定の必要性の意識啓発などの取り組みを行います。	農水産政策課	
(6) 防災分野への女性の参画推進	18	平日日中の災害発生時のシミュレーション事業	平日日中の災害に備えるワークショップと防災訓練を男女共同参画の視点で行い、地域の防災力向上を図ります。	危機管理防災本部 市民活動推進課	地域の防災訓練の充実	地域が実施する男女共同参画の視点を取り入れた訓練を支援し、地域の防災力向上を図ります。	危機管理防災本部	平成23～25年度に平日日中の災害発生時のシミュレーション事業を実施し、平成26年度からはこの事業を含めた複数のテーマから地域がテーマを選定し防災訓練を実施している。
	追加				女性のための防災講座の実施	女性の視点に立った災害時に必要な備えや知識を身につけるとともに、主体的に行動出来る人材の育成を図ります。	市民活動推進課	
	追加				女性消防団員の育成	女性消防団員を積極的に採用するとともに訓練や研修の受講等を通じて資質向上を図ります。	消防本部総務課	
(7) 男女の生涯を通じた健康支援	19	ながおかヘルシープラン21推進事業	男女がともに、市民のありたい姿「人とひと輝く笑顔がはぐくむ健康なまちながおか」を実現するため、具体的な健康目標を設定し、その目標の達成に向けて市民、地域、行政が連携しながら、健康づくりに取り組みます。	健康課	ながおかヘルシープラン21推進事業	男女がともに、市民のありたい姿「人とひと輝く笑顔がはぐくむ健康なまちながおか」を実現するため、具体的な健康目標を設定し、その目標の達成に向けて市民、地域、行政が連携しながら、生涯を通じた健康づくりに取り組みます。	健康課	
	20	子宮がん・乳がん検診	がんの早期発見・早期治療のため、がん検診を実施するとともに、正しい知識の普及を図ります。	健康課	子宮がん・乳がん検診	がんの早期発見・早期治療のため、がん検診を実施するとともに、正しい知識の普及を図ります。	健康課	
	21	妊娠・出産期における健康支援	妊娠届を受理し、母子健康手帳交付します。妊娠届を提出した妊婦に14回、産婦人科医療機関で妊婦健診を行い、妊娠中の疾病の予防・早期発見により安全な出産に備えます。また保健指導を行い、母子保健サービスを紹介します。	子ども家庭課	妊娠・出産期における健康支援	妊娠届を受理し、母子健康手帳交付します。妊娠届を提出した妊婦に14回、産婦人科医療機関で妊婦健診を行い、妊娠中の疾病の予防・早期発見により安全な出産に備えます。また保健指導を行い、母子保健サービスを紹介します。	子ども家庭課	
	22	思春期・青少年相談	20歳未満の子どもとその保護者を対象に、子どもから大人へ移行する思春期において心身のバランスを崩しやすい青少年の非行、学業と進路、交友、男女交際、不登校、いじめなどの相談を受け付けます。	子ども家庭課	思春期・青少年相談	20歳未満の子どもとその保護者を対象に、子どもから大人へ移行する思春期において心身のバランスを崩しやすい青少年の非行、学業と進路、交友、男女交際、不登校、いじめなどの相談を受け付けます。	子ども家庭課	
	23	青少年育成活動	街頭などにおいて、喫煙や怠業、交通マナーなど、青少年の不良行為などに対して声掛けを行い、反省を促します。また、目に見える不良行為にとどまらず、広く声掛けを行い、悩みを抱える青少年などへの指導・助言を行います。	子ども家庭課	青少年育成活動	街頭などにおいて、喫煙や怠業、交通マナーなど、青少年の不良行為などに対して声掛けを行い、反省を促します。また、目に見える不良行為にとどまらず、広く声掛けを行い、悩みを抱える青少年などへの指導・助言を行います。	子ども家庭課	
	24	介護予防事業	高齢者を対象に、介護予防のための事業(運動機能向上事業や認知症予防事業など)を行います。	長寿はつらつ課	介護予防事業	高齢者を対象に、介護予防のための事業(運動機能向上事業や認知症予防事業など)を行います。	長寿はつらつ課	

主要施策	No.	前期計画事業名	前期計画内容	推進課	後期計画事業名	後期計画内容	推進課	特記事項
基本目標2 あらゆる分野における仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及を図る								
(8) 市民・啓発者への広報	25	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や男女共同参画の情報提供	市政だより、ホームページ、その他の媒体を活用し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や男女共同参画関連の情報を提供します。	広報編集課 情報発信企画課	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や男女共同参画の情報提供	ワーク・ライフ・バランスの必要性を周知するため、企業経営者や市民向けの意識啓発事業を実施します。	市民活動推進課 商業振興課	推進課：市民活動推進課（市民向け）商業振興課（事業者向け）に変更
	追加				ワーク・ライフ・バランス普及の意識醸成	事業者や市民、行政が一体となってワーク・ライフ・バランスの普及に向け取り組むための体制整備を検討します。	市民活動推進課	
(9) 男女の均等な機会と待遇の確保	26	男女の均等な機会と待遇の確保	雇用主や労働者を対象に、男女雇用機会均等法などの労働に関する法律及び育児・介護休業法に基づく育児休業制度、介護休業制度などを周知します。	商業振興課				主要施策（4）に移動
(10) 働きやすい職場環境づくり	27	ハラスメント防止セミナー	セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどに関する人事担当者や企業の管理職を対象に、ハラスメント防止セミナーを開催します。	商業振興課				
	28	働きやすい職場環境推進事業	平成23年度に実施したアンケート調査結果に基づき、働きやすい職場環境づくりに向けたマニュアル作成などを行い、そのマニュアルを活用して企業に対して働きやすい職場環境に関する情報提供を行います。	商業振興課	働きやすい職場環境推進事業	働きやすい職場環境づくりに向けたマニュアルの作成やワークライフバランスの導入、ハラスメント防止など各種セミナーの開催、ワークライフバランス相談員の派遣など、企業の働きやすい職場環境づくりを支援します。	商業振興課	事業27, 28を統合
	15				ハッピー・パートナー企業登録促進	県や商工会議所などと連携し、ハッピー・パートナー企業登録を促進するため、意識啓発などの取り組みを行います。 また、市の建設工事入札参加資格審査において、登録企業を対象に主観点の加算を行います。	市民活動推進課 商業振興課 契約検査課	主要施策（4）から移動
	追加				男女の介護・育児と仕事の両立の支援	男女が介護や育児などの家庭生活を担いながら、やりがいを持って働き続けられるよう、雇用主や労働者へ制度の周知や意識啓発などの取り組みを行います。	商業振興課	
	追加				相談機能の充実	子育てと仕事の両立、再就職、職場の人間関係など仕事や職場の悩みについて相談できる体制を充実します。	市民活動推進課	
(11) 女性就業支援	29	再就職準備セミナー	ハローワークと連携し、子育てなどで職を離れた方を対象に、再就職準備セミナーを実施します。	市民活動推進課 商業振興課	再就職準備セミナー	ハローワーク等と連携し、子育てなどで職を離れた方を対象に、再就職準備セミナーを実施します。	市民活動推進課	
(12) 地域・社会活動での男女共同参画推進	30	コミュニティ推進事業	地域活動の場で男女共同参画を推進し、男女がともに地域づくりをしていくため、コミュニティセンターでの男女共同参画関連事業を実施します。	市民活動推進課	コミュニティ推進事業	地域活動の場で男女共同参画を推進し、男女がともに地域づくりをしていくため、コミュニティセンターでの男女共同参画関連事業を実施します。	市民活動推進課	
	31	まちなかキャンパス長岡管理・運営事業	市内の3大学1高専と連携し、多様化、高度化する学びのニーズやスタイルに対応できるよう、「まちづくり」「ひとづくり」「ものづくり」を基本に学びから実践に発展させるとともに、楽しく学びながら市民協働の主体となれる人材育成も担います。	市民協働課	まちなかキャンパス長岡管理・運営事業	市内3大学1高専との協働により、多様化、高度化する市民の学びのニーズに応じた講座や事業を実施します。その中で、保育サービスなど、男女がともに参加しやすい学びの場の提供に努めます。	市民協働課	
	68	コミュニティセンターの整備	地域における拠点づくりを進め、地域活動の活性化を支援します。	市民活動推進課	コミュニティセンターの整備	地域における拠点づくりを進め、地域活動の活性化を支援します。	市民活動推進課	主要施策（19）から移動

第2次ながおか男女共同参画基本計画 後期計画事業一覧

資料No.2

主要施策	No.	前期計画事業名	前期計画内容	推進課	後期計画事業名	後期計画内容	推進課	特記事項
（13）子育て支援体制の整備・充実	32	職員の育児・家事参加に関する意識啓発	特定事業主行動計画に基づき、全ての職員に対し、育児や家事参加に関する職場全体の意識醸成や制度周知を更に推進します。	人事課	職員の育児・家事参加に関する意識啓発	2つの特定事業主行動計画に基づき、男女を問わず全ての職員に対し、育児や家事参加に関する職場全体の意識醸成や制度周知を更に推進するとともに、育児に関する休暇等の取得促進を図ります。	人事課	次世代育成支援対策法に基づく特定事業主行動計画に加え、H28.3.31の女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の策定及びその内容を踏まえ、文言の修正及び追加を行うもの。
	33	ファミリー・サポート・センター事業	「育児の援助を受けたい方」（依頼会員）と「育児の援助を行いたい方」（提供会員）が会員として登録し、相互援助活動を通して地域における子育てを支援します。	子ども家庭課	ファミリー・サポート・センター事業	「育児の援助を受けたい方」（依頼会員）と「育児の援助を行いたい方」（提供会員）が会員として登録し、相互援助活動を通して地域における子育てを支援します。	子ども家庭課	
	34	こんにちは赤ちゃん訪問	未熟児・新生児訪問含む、生後4か月の乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援の情報提供や保健指導を行います。	子ども家庭課	こんにちは赤ちゃん訪問	未熟児・新生児訪問含む、生後4か月の乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援の情報提供や保健指導を行います。	子ども家庭課	
	35	ブックスタート事業	絵本の読み聞かせを通じた親と子のふれあいや絆づくりのきっかけとして実施します。生後6か月の赤ちゃん相談で、絵本を開く楽しい体験と一緒にメッセージを伝え、絵本1冊とオリジナルのアドバイス集を渡します。	子ども家庭課	ブックスタート事業	絵本の読み聞かせを通じた親と子のふれあいや絆づくりのきっかけとして実施します。生後6か月の赤ちゃん相談で、絵本を開く楽しい体験と一緒にメッセージを伝え、絵本1冊とオリジナルのアドバイス集を渡します。 全9会場 64回/年 対象約1万人(5年間)	子ども家庭課	
	36	子育て家庭からの相談に対する支援の充実	子育てに関する悩みや不安を気軽に相談できる環境を整備します。相談員は各地域の子育て支援センターなど、親子が集う場所に出向き、子育て中の親と膝を交えての相談・支援を行います。	子ども家庭課	子育て家庭からの相談に対する支援の充実	子育てに関する悩みや不安を気軽に相談できる環境を整備します。家庭児童相談室における電話・来所及び訪問による相談対応のほか、相談員が各地域の子育ての駅や子育て支援センターなどに出向いて気軽に参加できる相談会等を行います。	子ども家庭課	
	37	子育ての駅の運営	子どもの成長と子育てを支援することを目的に、世代を越えた交流や子育て支援の輪が広がる拠点施設として、子育ての駅を運営します。子育てに関する情報提供や交流会、講座、子育て相談などを行います。	子ども家庭課	子育ての駅の運営	子どもの成長と子育てを支援することを目的に、世代を越えた交流や子育て支援の輪が広がる拠点施設として、子育ての駅を運営します。子育てに関する情報提供や交流会、講座、子育て相談などを行います。	子ども家庭課	
	38	親の子育て力をつける親育ち事業	妊娠・出産に関する情報提供と、父親が育児の当事者であるという意識を高めるため、パパママサークルを開催します。また、子育てについて考えるきっかけとして「父と子のメモリアルカード」の利用促進を図ります。	子ども家庭課	親の子育て力をつける親育ち事業	妊娠・出産に関する情報提供と、父親が育児の当事者であるという意識を高めるため、パパママサークルを開催します。また、子育てについて考えるきっかけとして「父と子のメモリアルカード」の利用促進を図ります。	子ども家庭課	
	39	児童クラブの充実	児童の健全な育成と放課後の安全・安心な居場所づくりを推進するため、保護者や地域コミュニティと協力し、児童クラブの充実を図るほか、地域の実情に応じて児童クラブの整備をするとともに、大規模児童クラブの解消に取り組みます。	子ども家庭課	児童クラブの充実	児童の健全な育成と放課後の安全・安心な居場所づくりを推進するため、地域コミュニティ推進組織や学校と協力し、児童クラブの充実を図るほか、地域の実情に応じて児童クラブの整備をするとともに、大規模児童クラブの解消に取り組みます。	子ども家庭課	
	40	母子保健推進員活動	育児の身近な相談相手として家庭訪問を実施します。各地域で子育て支援地区活動として育児講座の開催や茶話会、自主親子サークルへの支援活動を実施し楽しく子育てできるよう支援します。	子ども家庭課	母子保健推進員活動	育児の身近な相談相手として家庭訪問を実施します。各地域で子育て支援地区活動として育児講座の開催やままのまカフェ、自主親子サークルへの支援活動を実施し楽しく子育てできるよう支援します。	子ども家庭課	H26年度から、茶話会を「ままのまカフェ」として開催している。
	41	保育園における育児相談窓口の充実	勤務の多様化や核家族化で悩みを抱えている保護者の育児相談の内容の充実を図ります。	保育課	保育園における育児相談窓口の充実	勤務の多様化や核家族化で悩みを抱えている保護者の育児相談の内容の充実を図ります。	保育課	
42	多様なニーズに応じた保育の実施	勤務の多様化や核家族化で悩みを抱えている保護者のため、延長保育・休日保育・一時保育・病後児保育などの体制を整備し、利用件数を増やします。	保育課	多様なニーズに応じた保育の実施	勤務の多様化や核家族化で悩みを抱えている保護者のため、延長保育・休日保育・一時保育・病後児保育などの体制を整備し、利用件数を増やします。	保育課		

第2次ながおか男女共同参画基本計画 後期計画事業一覧

資料No.2

主要施策	No.	前期計画事業名	前期計画内容	推進課	後期計画事業名	後期計画内容	推進課	特記事項
(14) 介護支援体制の整備・充実	43	高齢者や介護者を地域全体で支える体制づくりの推進	地域包括支援センターが核となり、地域住民や医療・介護・福祉・保健など、関係機関との連携を深め、高齢者や介護者を地域全体で支える体制づくりを推進します。	長寿はつらつ課	高齢者や介護者の相談窓口の運営	地域の身近な相談窓口である地域包括支援センターにおいて、高齢者や家族の様々な相談に対応します。	長寿はつらつ課	
	44	在宅介護者への支援の充実	在宅介護者の負担を軽減するため、支援金制度の創設や地域のネットワーク活用など、在宅介護を地域で応援する仕組みをつくりまします。	長寿はつらつ課	在宅介護者への支援の充実	在宅介護者を支援するため、在宅の要介護高齢者を常時介護する同居家族に支援金を支給します。また、在宅介護者の介護技術向上のための研修会や交流会を開催します。	長寿はつらつ課	

主要施策	No.	前期計画事業名	前期計画内容	推進課	後期計画事業名	後期計画内容	推進課	特記事項
基本目標3 配偶者などからの暴力を根絶する【配偶者などからの暴力防止及び被害者支援基本計画】								
(15) あらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発	45	DV防止の意識啓発の推進	講演会・学習会の開催や、チラシ・パンフレットの配布、中・高・高専・大学でのDV出前講座の開催、就学前家庭教育講座での保護者に向けた啓発活動などを行います。	市民活動推進課	DV防止の意識啓発の推進と相談窓口の周知	講演会・学習会の開催や、チラシ・パンフレットの配布、中・高・高専・大学でのDV出前講座の開催等により、児童・生徒や保護者に向けた啓発活動などを行います。また、DV相談窓口を記載したカード、パンフレットを設置し、周知を行います。	市民活動推進課	事業No.45, 46を統合
	46	DVなど相談窓口の周知	DV相談窓口を記載したカード・パンフレットを公共施設の窓口などに設置し、デートDV講座や講演会での周知及び市政だよりによる相談事業の告知などを行います。	市民活動推進課 広報編集課				
	47	DV防止の意識啓発の推進、相談窓口の周知（外国籍向け）	多言語情報紙「コンニチハ長岡」（英語）／「ニーハオ長岡」（中国語）や、ホームページ（英語）にDV相談窓口（男女平等推進センターやNPO法人の情報）を掲載し、周知を図ります。	国際交流課	外国人、障害者、高齢者に配慮した相談窓口の周知	被害者が国籍や障害の有無等を問わず相談ができるよう、より分かりやすい相談窓口の周知方法について検討します。	国際交流課 福祉課 長寿はつらつ課	障害者、高齢者を含んだ内容に修正
	48	職場におけるハラスメント相談への対応	職場におけるセクハラ・パワハラ被害や、人権侵害などについての相談対応を行います。	市民活動推進課				主要施策（16）に移動
	49	学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止	学校において、児童生徒が受けるセクシュアル・ハラスメントを含め、人権教育に関する教職員の研修を充実し、意識啓発活動に取り組みます。	学校教育課	学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止	学校において、児童生徒が受けるセクシュアル・ハラスメントを含め、人権教育に関する教職員の研修を充実し、意識啓発活動に取り組みます。	学校教育課	
(16) 相談・保護体制の充実	50	安全に安心して相談できる体制強化	女性相談員が、ウィルながおか相談室及び支所地域の出前相談会場において相談対応を行います。民間の支援団体と連携しながら専門カウンセリングや付き添い支援、一時保護などを行います。	市民活動推進課	安全・安心な相談窓口の体制整備	女性相談員が、ウィルながおか相談室及び支所地域の出前相談会場において相談対応を行います。相談件数の増加や相談内容の広域化、複雑化に対応した相談体制の充実を図ります。	市民活動推進課	民間支援団体に関する記載は事業No.52を含む。
	48				職場におけるハラスメント相談への対応	職場におけるセクハラ・パワハラ被害や、人権侵害などについての相談対応を行います。	市民活動推進課	主要施策（15）から移動
	51	相談従事者の研修の充実	女性相談員のための講座・研修会などへの参加や、スーパーバイザーによるケース検討会の実施により、相談従事者のスキルアップを図ります。	市民活動推進課	相談従事者の研修の充実	女性相談員のための講座・研修会などへの参加や、スーパーバイザーによるケース検討会の実施により、相談従事者のスキルアップや相談員に対するケアを図ります。	市民活動推進課	
	52	配偶者暴力相談支援センター機能の整備	関連機関と連携し、DV被害者及び同伴の子どもなどの相談対応、一時保護や自立支援に関する情報提供の支援及び関係機関とのコーディネートなどの中心的役割を行います。	市民活動推進課	配偶者暴力相談支援センターの運営	DV被害者支援を行うNPOとの協働でDV被害者及び同伴の子どもなどの相談対応、一時保護や心理カウンセリングの実施、自立支援に関する情報提供の支援及び関係機関とのコーディネートなどの中心的役割を行います。	市民活動推進課	
	53	外国籍の方のDV相談への対応	外国籍のDV被害者に対して、相談初期の通訳支援または必要な機関への取り次ぎなどを行います。	国際交流課	関係機関と連携した相談の実施	外国籍のDV被害者に対する通訳支援や、高齢者虐待関係機関、障害者相談支援センター、要保護児童対策地域協議会と連携した相談対応など、様々な配慮を必要とする被害者に対し関係機関と連携し適切に対応します。また、それぞれの機関で相談に携わる職員が虐待について理解を深めるよう啓発を行います。	国際交流課 長寿はつらつ課 福祉課 子ども家庭課	事業No.53, 56, 57, 58を統合
(17) 自立のための支援の充実	54	ひとり親家庭への支援	母子家庭などにおける経済的自立の支援と福祉の増進を図るため、高等技能訓練促進費など給付支給事業及び母子家庭自立支援教育訓練給付金交付事業を行います。	生活支援課	ひとり親家庭への支援	母子家庭などにおける経済的自立の支援と福祉の増進を図るため、高等職業訓練促進給付金等支給事業及び母子家庭自立支援教育訓練給付事業を行います。	生活支援課	
	55	自立支援策の充実	児童扶養手当受給者を対象に、ハローワークと連携して「福祉から就労」支援事業を実施し、経済的自立の促進を図ります。	生活支援課	自立支援策の充実	母子・父子自立支援員を設置し、申請のあった児童扶養手当受給者に対し、自立支援プログラムを策定し、資格取得や就労などによる経済的自立の促進を図ります。	生活支援課	

主要施策	No.	前期計画事業名	前期計画内容	推進課	後期計画事業名	後期計画内容	推進課	特記事項
(18) 関係機関や民間支援団体との連携強化	56	児童虐待対策関係機関との連携	要保護児童対策地域協議会を活用して、関係機関と連携し、児童虐待とDVが関係しているケースに関しては適切に対応します。民間支援団体と協働して暴力根絶に向けての啓発活動を行います。	子ども家庭課				事業No.53に統合
	57	高齢者虐待対策関係機関との連携	高齢者相談の中のDV関連のケースに関係機関と連携し、適切に対応します。	長寿はつらつ課				事業No.53に統合
	58	障害者相談機関との連携	障害者相談支援センターなどの関係機関と連携し、障害者相談の中のDV関連のケースについて適切に対応します。	福祉課				事業No.53に統合
	59	関係機関・民間支援団体との連携・協力体制の強化	長岡市DV防止ネットワークの連携を強化し、関係機関同士の顔の見える関係の中で、相談者に対して速やかで適切な対応をします。	市民活動推進課	関係機関・民間支援団体との連携・協力体制の強化	DV被害者支援を行うNPOと連携しDV被害者支援体制を充実します。 長岡市DV防止ネットワークの連携を強化し、関係機関同士の顔の見える関係の中で、相談者に対して速やかで適切な対応をします。	市民活動推進課	
	60	DV防止計画推進のための体制づくり	配偶者暴力相談支援センターを中心に、DVに対する市内の共通理解を図り、スムーズな連携体制を確立します。	市民活動推進課	DV防止計画推進のための体制づくり	市内DV被害者支援連絡会議を設置し、DVに対する共通理解を図り、スムーズな連携体制を確立します。	市民活動推進課	

主要施策	No.	前期計画事業名	前期計画内容	推進課	後期計画事業名	後期計画内容	推進課	特記事項
基本目標4 男女共同参画の推進体制を充実する								
(19) 庁内推進体制の充実	61	男女共同参画審議会の開催	条例第25条に基づき、男女共同参画社会の形成を総合的かつ効果的に促進する上で必要な事項を審議します。	市民活動推進課	男女共同参画審議会の開催	条例第25条に基づき、男女共同参画社会の形成を総合的かつ効果的に促進する上で必要な事項を審議します。	市民活動推進課	
	62	男女共同参画施策に対する苦情への対応	条例第24条に基づき、本市の男女共同参画施策に対する苦情への対応を行います。	市民活動推進課	男女共同参画施策に対する苦情への対応	条例第24条に基づき、本市の男女共同参画施策に対する苦情への対応を行います。	市民活動推進課	
	63	基本計画の進捗管理と公表	条例第20条に基づき、各課事業などの施策の実施状況及びその評価についての報告書を作成し、公表します。	市民活動推進課	基本計画の進捗管理と公表	条例第20条に基づき、各課事業などの施策の実施状況及びその評価についての報告書を作成し、公表します。	市民活動推進課	
	64	男女共同参画に関する調査・研究	条例第19条に基づき、男女共同参画社会に関する施策を効果的に実施するため、必要な調査及び研究を行います。	市民活動推進課	男女共同参画に関する調査・研究	条例第19条に基づき、男女共同参画社会に関する施策を効果的に実施するため、必要な調査及び研究を行います。	市民活動推進課	
	65	男女共同参画政策推進会議の開催	本市の男女共同参画施策について、全庁的な検討と理解促進を図るため、必要に応じて政策推進会議を開催します。	市民活動推進課	男女共同参画政策推進会議の開催	本市の男女共同参画施策について、全庁的な検討と理解促進を図るため、 計画の策定・改訂及び大きな方針変更があった際に 政策推進会議を開催します。	市民活動推進課	
	66	市職員への研修などの実施	市職員を対象に、男女共同参画や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）、DVの防止についての理解を深めるための研修などを実施します。	市民活動推進課	市職員への研修などの実施	市職員を対象に、ワーク・ライフ・バランス、DVの防止についての理解を深めるための研修などを実施します。	市民活動推進課	
	67	支所との連携の充実	地域における男女共同参画施策の拠点である支所との連携を緊密にして、協力して事業の実施や、必要に応じて情報共有及び課題解決のための連絡会議などを行います。	市民活動推進課	支所との連携の充実	地域における男女共同参画施策の拠点である支所との連携を緊密にして、協力して事業の実施や、必要に応じて情報共有及び課題解決のための連絡会議などを行います。	市民活動推進課	
	68	コミュニティセンターの整備	地域における拠点づくりを進め、地域活動の活性化を支援します。	市民活動推進課				主要施策（12）へ移動
携民(20) ・との 協働市	69	ウィルながおかの充実	条例第9条、17条及び18条に基づき、男女共同参画施策を推進するための拠点であるウィルながおかの機能の充実を図るとともに、ウィルながおか登録団体などの活動支援を行います。	市民活動推進課	ウィルながおかの充実	条例第9条、17条及び18条に基づき、男女共同参画施策を推進するための拠点であるウィルながおかの機能の充実を図るとともに、ウィルながおか登録団体などの活動支援を行います。	市民活動推進課	
携ど国(21) ・との 協働県な	70	国・県および周辺市町村などとの連携	国、新潟県及び周辺市町村などと連携して、2次基本計画を推進します。	市民活動推進課	国・県および周辺市町村などとの連携	国、新潟県及び周辺市町村などと連携して、2次基本計画を推進します。	市民活動推進課	